

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月21日
【報告者の名称】	高木証券株式会社
【報告者の所在地】	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号
【電話番号】	06(6345)1221(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 小澤保彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号) 高木証券株式会社 東京本部(東京都中央区日本橋一丁目19番1号) 高木証券株式会社 名古屋支店(名古屋市中村区那古野一丁目47番1号) 高木証券株式会社 越谷支店(越谷市南越谷一丁目20番地10) 高木証券株式会社 横浜支店(横浜市西区北幸二丁目5番3号) 高木証券株式会社 川西支店(川西市中央町7番18号) 高木証券株式会社 津田沼支店(船橋市前原西二丁目14番2号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「当社」とは、高木証券株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしてします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

所在地 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 平成26年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年2月20日開催の取締役会において、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。 )及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。 )に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成29年2月20日開催の取締役会において、東京証券取引所市場第二部に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。 )及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。 )の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、 当社の主要株主である筆頭株主の野村土地建物株式会社(本書提出日現在において所有する当社株式数17,069,149株、所有割合(注)29.02%。以下「野村土地建物」といいます。 )、及び 当社の第2位の大株主である株式会社野村総合研究所(本書提出日現在において所有する当社株式数6,248,941株、所有割合10.62%。以下「野村総合研究所」といい、野村土地建物及び野村総合研究所を総称して「応募予定株主」といいます。 )のそれぞれとの間で、応募予定株主が本書提出日現在所有する当社株式の全て(合計23,318,090株、所有割合39.64%。以下「本応募予定株式」といいます。 )について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。 )を平成29年2月20日付で締結したとのことです。本応募契約の詳細については、後記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、本書提出日現在、公開買付者は当社株式及び本新株予約権を所有していないとのことです。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成29年2月3日に提出した第101期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の当社株式の発行済株式総数(59,764,400株)から、当社が平成29年1月26日に公表した「平成29年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。 )に記載された平成28年12月31日現在の当社の保有する自己株式数(1,155,649株)を控除した当社株式数(58,608,751株)に、同日現在の本新株予約権(212個)の目的となる当社株式数(212,000株)を加算した数(合計58,820,751株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入します。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。 )をいいます。

なお、本書提出日現在の本新株予約権の数は、平成28年12月31日から変動はありません。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募予定株式と同数の23,318,090株(所有割合39.64%)としており、本公開買付けに応募された当社株式及び本新株予約権(以下「応募株券等」といいます。 )の総数が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

また、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けによって、公開買付者が当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、後記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載されている当社を完全子会社化するための各手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施する予定とのことです。なお、本完全子会社化手続が当社の取締役会又は本臨時株主総会(後記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」において定義します。以下同じです。)において否決された場合には、本完全子会社化手続は実行されないこととなるとのことです。

公開買付者は、当社の財務状況、業界の動向、株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果(参考情報の株式価値の範囲を含みます。)、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の当社株式の市場株価の動向、当社による本公開買付けへの意見表明の可否等を総合的に勘案したほか、野村ホールディングス株式会社(以下「野村ホールディングス」といいます。)及び応募予定株主との間で買付価格について協議・交渉を継続した結果として、平成29年2月中旬に、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を270円とすることで、野村ホールディングス及び応募予定株主と合意したとのことです。

なお、本公開買付価格270円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月17日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値221円に対して22.17%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して23.85%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値215円に対して25.58%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値173円に対して56.07%のプレミアムを加えた価格であります。

また、本公開買付価格270円は、本書提出日の前営業日である平成29年2月20日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値223円に対して21.08%のプレミアムを加えた金額となります。

公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、公開買付者より、公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

a 本公開買付けの実施に至った目的及び背景

公開買付者は、平成12年に東京証券株式会社(昭和4年6月、株式会社高山商店として設立、昭和62年6月東京証券取引所及び大阪証券取引所上場)及び東海丸万証券株式会社(昭和19年3月、丸万証券株式会社として設立、昭和63年5月東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場)が合併し、発足したとのことです。

その後、公開買付者は、平成19年7月には株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資によるワイエム証券株式会社設立を契機に地方銀行とのアライアンス戦略を開始(その後、地方銀行との共同出資による証券会社設立は本書提出日現在で5社となっているとのことです。)、平成21年4月には持株会社制へ移行し、商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更、平成22年1月にはトヨタファイナンシャルサービス株式会社よりトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社(以下「トヨタFS証券」といいます。)の全株式を取得して子会社化(平成22年4月に東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」といいます。))がトヨタFS証券を吸収合併)する等により、本書提出日現在、公開買付者は、子会社20社及び関連会社8社で構成され、連結営業収益約675億円(平成28年3月期)の企業集団(以下公開買付者とあわせ「公開買付者グループ」といいます。)を統括する金融持株会社であるとのことです。

公開買付者グループは、主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務(以下「証券業務」といいます。)を営んでおり、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しているとのことです。

公開買付者グループの中核会社である東海東京証券は中部地区に強みを持つ証券会社として証券業務を展開する一方、同業の証券会社に外国株式や債券等の商品供給を行う事業を行っているとのことです。

公開買付者と地方銀行との共同出資による証券会社は前述のワイエム証券株式会社に加え、浜銀TT証券株式会社(株式会社横浜銀行との共同出資)、西日本シティTT証券株式会社(株式会社西日本フィナンシャルホールディングスとの共同出資)、池田泉州TT証券株式会社(株式会社池田泉州ホールディングスとの共同出資)、ほくほくTT証券株式会社(株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの共同出資)の5社(いずれも公開買付者の持分法適用関連会社)にまで広がっており、各地域で強い顧客基盤を有する地方銀行と共同で証券業務を展開しているとのことです。

その他、公開買付者の連結子会社としては、東海東京アセットマネジメント株式会社が、ラップ口座の運用等の投資運用事業、不動産の売買及び不動産開発等の不動産事業を、東海東京インベストメント株式会社が、ベンチャーキャピタル業務やファンドの運営管理に係る事業を、東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社が、遺言等の相続対策や不動産の有効活用等、各種コンサルティング事業を、株式会社東海東京調査センターが、公開買付者グループの情報シンクタンクとして各分野の調査研究や情報を提供する事業を、東海東京アカデミー株式会社が、人材の教育・研修、セミナー・講演会等を運営する事業を、東海東京サービス株式会社が、公開買付者グループで使用する印刷物の印刷業務や福利厚生施設の管理事業を、東海東京ビジネスサービス株式会社が、証券業務に係る事務処理業務・計算処理業務・情報処理業務・書類管理業務等のいわゆる証券業務に係るバックオフィス機能を提供する事業を行っているとのことです。

公開買付者は、平成21年4月より経営3ヵ年計画『TT Revolution』(平成21年4月から平成24年3月)を推進することにより、「厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループ」への更なる進化を目指してきたとのことです。平成23年度をもって『TT Revolution』が終了したことに伴い、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせ、平成26年4月以降を同計画のセカンドステージとして、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等に取り組んでいるとのことです。

『Ambitious 5』では、以下5つの戦略を策定しているとのことです。

#### 1. Community & the Middle(戦略的地域・顧客への特化)

各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感・ブランドの確立を目指します。また、富裕層、成熟層、資産形成層それぞれに対応したセグメント戦略を推進いたします。お客様の利便性の向上や新たなお客様の開拓・拡大のためには、インターネット銀行等の先端的な機能を取り込む必要があると認識しています。

#### 2. Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)

アライアンス戦略では、前述の既存5社に加え、引き続き、地方銀行と提携合併証券会社を設立することにより基盤拡大を目指します。また、提携合併証券会社やプラットフォーム先に対して様々な新しい機能・商品を提供することにより、独自性ある総合金融グループとして、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。

成長著しいアジアを中心に更なる海外ネットワーク構築や資本業務提携により資産運用機能やプライベートバンキング機能の充実を図る必要があると認識しております。

#### 3. Expertise(専門的ノウハウ)

相続、事業承継等、お客様の課題解決につながる提案力の強化や、営業員のスキルアップを図ります。強みである債券引受・販売ビジネスをより強化するとともに、グローバルネットワークの一層の拡充により情報・サービスの質・量を高めるほか、海外投資家の開拓にも注力いたします。

自前の運用機能を持つことによる商品競争力の一層の強化が必要と認識しております。また、インターネット機能の充実によるお客様の利便性向上を図る必要があると認識しております。

#### 4. Humanity(人間味溢れる企業)

チームワークを重視した新たな人事制度を導入したほか、ダイバーシティ(女性の登用、多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)を推進することにより、多様な価値観、ライフスタイルを尊重する人間味溢れる企業風土を醸成いたします。さらに、業容の多様化に伴い、それぞれの分野で専門性の高い人材を育成・登用するとともに、社員個人が自立して個性を磨き、伸ばすための環境整備・研修支援等を強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かしてまいります。

#### 5. Risk Management(危機対応力の強化)

リスク管理、危機管理、コンプライアンス体制、ガバナンス、財務基盤をさらに強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。また地震等の自然災害に対しても十分な危機対応体制を整備いたします。

さらに、金融商品取引業を中心に事業を展開するグループ会社として、フィデューシャリーデューティーの実践、具体的には、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに則した商品開発、販売、運用、資産管理を通じ、商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関としての役割・責任を果たすべく取り組んでまいります。

他方、当社は、大正7年に株式会社高木商店として設立され、昭和23年に証券業者として登録されて以降、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っており、平成元年4月に東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第二部に上場し、関西、関東を中心とした国内大都市圏における合計14か所の営業拠点を通じ、リテールビジネスを中心とした対面対話型の地域密着営業により、顧客の資産運用・資産設計に関し、対面営業の強みを発揮し、顧客一人ひとりの運用ニーズに合った商品の提供を行うため、携帯情報端末(タブレット)を用いて、顧客の情報を示しながら説明を行う等のきめ細やかなサポートにより的確なアドバイスを提供することや、有価証券運用以外にも相続対策や不動産売買紹介等、外部の専門家との業務提携により、顧客の資産形成全体をサポートする質の高いアドバイスによる幅広いサービスを提供するよう努めてまいりました。

しかし、当社が販売を取り扱った不動産投資ファンドに関して平成22年6月に近畿財務局長から行政処分を受けたことを契機として、当社の主要な顧客層を多数失うことになったことに加え、近年の国内の証券市場の相場環境の低迷、顧客の高齢化に伴う顧客数の減少や取引頻度の低下、預り資産の縮小等により、当社をとりまく経営環境が悪化しておりました。

この状況を受け、当社は、積極的な新規顧客の獲得が喫緊の課題であると考え、これまで培ってきた対面営業の利点を活かしつつ、新たな成長戦略として、「ファンド・ラボ」(注1)を活用した新しいビジネスモデルを展開するために、平成27年9月に「投信の窓口」本部を設置し、平成27年11月には業界初の来店型投資信託専門店である「投信の窓口」日本橋本店と「投信の窓口」三軒茶屋支店を開業しました。また、平成28年4月に店舗同様に個別相談ができるインターネットによる対面オンラインサービス(注2)を行う「投信の窓口」WEB支店の営業を開始し、さらに、平成28年6月には、新たに関西初の「投信の窓口」大阪駅前第1ビル支店を開設しております。これにより「ファンド・ラボ」を活用したサービスをお客様のニーズに合わせて、店舗でもWEBでも、全国で同じサービスを提供できる体制を整備しました。これに加えて、新たな顧客基盤の拡大を目指して、積極的にテレビコマーシャル等を通して認知度を高めており、その成果として相談件数の増加に伴って新しい顧客層による新規資金の導入事例が相次いでおります。

しかし、「投信の窓口」は、既に他社で購入、保有している投資信託を含め、全ての投資信託を「ファンド・ラボ」によって客観的に分析し、顧客に最もふさわしいポートフォリオを提供することを目的にしているところ、このような顧客が「投信の窓口」を利用して説明に納得したとしても当社で新規口座開設をする、あるいは投資信託を買い付けるまでに至らないケースも多く、「投信の窓口」による新規顧客の獲得が伸び悩んでおりました。このような状況下で、会社全体としては相場環境の低迷等を背景として受入手数料が減少しており、また、広告宣伝費やシステム開発費等の費用が先行して生じたこともあり、短期的には営業収益の改善が見込まれず、さらに、長期的にも相場環境に大きく影響されずに安定的に収益を確保する見通しを立てることが困難な状況であり、将来にわたって「投信の窓口」をはじめとする当社の事業を発展的に継続させ、当社の株主、顧客、従業員その他のステークホルダーの皆様にも不測の不利益が生じることを回避するためには、財務状況に比較的余裕がある段階で、顧客基盤あるいは顧客層を見直し、また、顧客基盤を拡大するための抜本的な対策の検討が必須の状況となっております。

- (注1) 「ファンド・ラボ」とは、国内ほぼ全ての投資信託を「運用成果」、「元本の安全性」、「分配金の魅力」、「分配金の安定性」、「コスト」等の7つの項目を軸に投資信託の総合力を過去の実績に基づいて定量化したうえで、保有投資信託を客観的に評価・分析し、お客様に最適なポートフォリオをご提案する独自の投信分析システムです。
- (注2) 「対面オンラインサービス」とは、お客様が保有されるパソコン、タブレットの画面上にて、投資信託の専門家であるコンシェルジュと個別相談ができるサービスです。

公開買付者グループは、Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)戦略推進の一環として平成25年頃より当社と外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築しておりますが、公開買付者が中部地区を強みとしている一方、当社が関西地区を強みとしている等、当社とは大都市圏に基盤を有する共通点を持ちながらも強みとする地域が異なることから、両社の有する経営資源を共同活用することにより当社及び公開買付者ともに企業価値を向上させることができるものと考え、平成28年9月中旬に当社より更なる協業関係の深化の可能性を打診されたことから、平成28年10月上旬に当社と協業深化について協議・検討を始めることで合意したとのことです。

公開買付者は、当社との協議・検討開始以降、当社が注力する「投信の窓口」の見学を実施する等、当社の事業内容について調査・分析を進めるとともに、当社との協議・検討を行った結果、後記「b 本公開買付け成立後の経営方針」に記載するような公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用や事業上の協働等を通じ、公開買付者のみならず当社においてもその事業シナジーの創出が可能ではあるものの、より一層その効果を高めるためには、公開買付者と当社との間における強固な資本関係の構築が必要不可欠であるとの結論に至ったとのことです。

そこで、公開買付者は、平成28年11月中旬に、当社株式の取得につき、本格的に検討を進めることとしたとのことです。

これを踏まえて、公開買付者は、平成28年11月中旬に、当社のその他関係会社にあたる野村ホールディングスと当社株式取得に関する協議を行ったところ、野村ホールディングスに公開買付者からの提案を受ける用意がある旨の意向を確認できたため、平成28年12月上旬に野村ホールディングス及び当社に対して、公開買付者による応募予定株主からの本応募予定株式の取得に関する協議を開始することを提案し、平成29年1月上旬から下旬まで当社に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、平成29年1月中旬より応募予定株主と協議・交渉を開始したとのことです。

公開買付者は、デュー・ディリジェンスを行う過程で入手した情報を踏まえ、当社との資本関係構築後の事業シナジー創出についてさらに深く検討した結果、後記「b 本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用といった協働に関する効果を十分かつ早期に発揮するためには当社を連結子会社化するととどめるのではなく完全子会社化が不可欠であるとの判断に至ったとのことです。そこで、平成29年1月下旬、公開買付者は、野村ホールディングス、応募予定株主及び当社に対して当社の完全子会社化を提案いたしました。

その後、公開買付者は、当社の財務状況、業界の動向、プルータスから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果(参考情報の株式価値の範囲を含みます。)、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の当社株式の市場株価の動向、当社による本公開買付けへの意見表明の可否等を総合的に勘案したほか、野村ホールディングス及び応募予定株主との間で買付価格について協議・交渉を継続した結果として、平成29年2月中旬に、本公開買付価格を270円とすることで、野村ホールディングス及び応募予定株主と合意したとのことです。

上記を経て、公開買付者は、平成29年2月20日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、同日、応募予定株主との間で、本応募契約を締結したとのことです。

#### b 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本完全子会社化手続が実現した場合、公開買付者は、両社の企業価値向上に向けて、公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源を共同活用し、以下に掲げる施策を講じる等して、事業シナジーを早期に創出するための協働を検討していくとのことです。

(a)経営の効率化

( )地域補完・店舗統廃合

公開買付者によれば、公開買付者は、当社における非効率な店舗の集約のほか、公開買付者の完全子会社である東海東京証券と当社との重複店舗の統廃合を含む地域戦略の再構築等を検討していくとのことです。

( )業務効率の改善

公開買付者は、平成25年頃より、東海東京証券より外国株式や国内外の債券等といった商品を当社に対して供給しておりますが、当社が取り扱う金融商品の供給を東海東京証券に可能な限り集中する等、両社の業務効率改善を通じた経営の合理化を検討していくとのことです。

( )人的リソースの戦略的活用

下記セグメント別戦略や「投信の窓口」の協働展開にはコンサルティング能力を有する人材、投資信託について深い知識を有する人材等、専門性を有する人材が必要となるため、これら専門性を有する人材の育成、配置を公開買付者グループ及び当社が一体となって戦略的に行う等の施策を検討していくとのことです。

(b)セグメント別戦略の協働展開

公開買付者の完全子会社である東海東京証券と当社が、両社の顧客を一体として捉えることで、それぞれがサービスを提供する顧客数を拡大し、まとまった顧客をセグメント別に区分して「セグメント別戦略」(注)を協働展開していくことを検討しているとのことです(例えば、関西地区の富裕層を対象にセミナーを開催する場合、東海東京証券単独で開催するより、東海東京証券と当社双方の顧客を対象に開催する方がより集客力の向上を図ることが可能となるとのことです)。

このセグメント別戦略の協働推進は、東海東京証券又は当社が単独で行うのに比べ、公開買付者グループ及び当社がそれぞれ蓄積してきたノウハウを相互に活用することが期待できるとともに、コスト負担の軽減が見込まれることから経営環境の厳しさを乗り越える有力な手段になりうると考えており、東海東京証券と当社の顧客が重なる地域において協働展開することを検討しているとのことです。

(注) セグメント別戦略とは、富裕層、成熟層、資産形成層といったお客様のセグメントごとにニーズは異なるとの認識のもと、お客様をそれぞれのセグメントに分類し、画一的なサービス提供ではなく、セグメント別に適したサービス提供を行うことにより、お客様へのサービスの拡充を図る戦略。具体的には中堅企業オーナー、上場企業役員、開業医等のいわゆる富裕層に対しては事業承継、相続、不動産、海外金融サービス等、コンサルティングを基本としたサービス提供を行う一方、一定の金融資産を蓄積した運用ニーズの高い層である成熟層に対しては、対面取引とネット取引双方の利点を組み合わせて利用いただけるよう対面営業をベースにネット取引の利便性も付加したサービスの提供を、将来に向けて資産を形成していく層である資産形成層に対しては、利便性を重視した情報やサービスの提供を行うことにより、お客様のニーズに沿ったサービス提供を行うことを企図しているとのことです。

(c)両社の優位な機能の相互活用

両社がそれぞれ有する優位な機能を有効活用することにより、顧客サービスの拡充を検討していくとのことです。

( )公開買付者グループの有するプラットフォーム機能(商品供給、教育研修、バックオフィス業務、法人向け業務、リサーチ、各種コンサルティング)を当社にて活用

( )公開買付者グループによる「投信の窓口」及び「ファンド・ラボ」の活用(例えば、公開買付者が有する地方銀行とのネットワークを利用して新規顧客に投資信託を販売することや、公開買付者の完全子会社である東海東京証券が有する顧客基盤を利用して東海東京証券の顧客に「投信の窓口」を展開すること等の新たなビジネスモデルを検討)

(d) 当社への役員派遣

当社の現経営陣には全員引き続き当社における現職務を継続してもらい、公開買付者グループから当社に対して、若干名の役員を派遣することで、当社と協働して公開買付者グループ及び当社の企業価値向上に努めていくとのことです。役員派遣の具体的な人数・人選については、本公開買付け成立後、当社との協議により決定する予定とのことです。

なお、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けによって、公開買付者が当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本完全子会社化手続を実施する予定とのことです。本完全子会社化手続が当社の取締役会又は本臨時株主総会において否決された場合、公開買付者による当社の完全子会社化は実現しないこととなります。その場合、上記施策のうち、(a)及び(b)は実施できない、又は施策の効果が限定的なものとなる可能性があります。公開買付者は上記事業シナジー創出による効果を可能な限り実現するように当社と協働していく予定とのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

前記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「a 本公開買付けの実施に至った目的及び背景」に記載のとおり、将来にわたって「投信の窓口」をはじめとする当社の事業を発展的に継続させ、当社の株主、顧客、従業員その他のステークホルダーの皆様の不測の不利益が生じることを回避するためには、財務状況に比較的余裕がある段階で、顧客基盤あるいは顧客層を見直し、また、顧客基盤を拡大するための抜本的な対策の検討が必須の状況となっておりました。

そこで、当社は平成28年8月頃から、「投信の窓口」の効率的な展開や顧客基盤の拡大に向けた協業を行う他社との提携を含めた抜本的な対策の検討を開始いたしました。このような中、当社は公開買付者グループのAlliance & Platform(事業基盤の積極拡大)戦略推進の一環として平成25年頃より公開買付者グループと外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築しておりますが、公開買付者が中部地区を強みとしている一方、当社が関西地区を強みとしている等、公開買付者グループとは大都市圏に基盤を有する共通点を持ちながらも強みとする地域が異なることから、両社の有する経営資源を共同活用することにより当社及び公開買付者ともに企業価値を向上させることが出来るものと考え、平成28年9月に公開買付者に対して更なる協業関係の深化の可能性を打診し、平成28年10月上旬に公開買付者グループと協業深化について協議・検討を始めることで合意いたしました。

公開買付者グループとの協議・検討開始以降、公開買付者は当社が注力する「投信の窓口」の見学を実施する等、当社の事業内容について調査・分析を進めるとともに、当社との協議・検討を行った結果、公開買付者は、前記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「b 本公開買付け成立後の経営方針」に記載するような公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用や事業上の協働等を通じ、公開買付者のみならず当社においてもその事業シナジーの創出が可能であるものの、より一層その効果を高めるためには、公開買付者と当社との間における強固な資本関係の構築が必要不可欠であるとの結論に至ったとのことです。

そこで、公開買付者は、平成28年11月中旬に、当社株式の取得につき、本格的に検討を進めることとしたとのことです。

これを踏まえて、公開買付者は、平成28年11月中旬に、当社のその他関係会社にあたる野村ホールディングスと当社株式取得に関する協議を行ったところ、野村ホールディングスに公開買付者からの提案を受ける用意がある旨の意向を確認できたため、平成28年12月上旬に野村ホールディングス及び当社に対して、公開買付者による応募予定株主からの本応募予定株式の取得に関する協議を開始することを提案し、平成29年1月上旬から下旬まで当社に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、平成29年1月中旬より応募予定株主と協議・交渉を開始したとのことです。

公開買付者は、デュー・ディリジェンスを行う過程で入手した情報を踏まえ、当社との資本関係構築後の事業シナジー創出についてさらに深く検討した結果、前記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「b 本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用といった協働に関する効果を十分かつ早期に発揮するためには当社を連結子会社化するととめるのではなく完全子会社化が不可欠であるとの判断に至ったとのことです。そこで、平成29年1月下旬、公開買付者は、野村ホールディングス、応募予定株主及び当社に対して当社の完全子会社化を提案いたしました。

当社は、公開買付者から当社の完全子会社化の提案を受け、本公開買付けを含む本取引について慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、当社は、(i)中部地区でのリテール営業に強みを有する東海東京証券と関西地区でのリテール営業に強みを有する当社が協業することで、販売業務の効率化が図れると同時に営業実績の向上が期待できること、(ii)公開買付者グループが有するネットワークを利用して、新規顧客に投資信託を販売するサポート業務を当社が行うといった新たなビジネスモデルの展開が期待できること、(iii)公開買付者グループと人材交流や情報交換等の連携を行うことで投資信託に関する専門知識が必要となる「投信の窓口」のコンシェルジュの人材確保や教育拡充が期待できること、(iv)当社が販売する金融商品の一部の供給元を可能な限り東海東京証券に集中させることで、当社が強みを有する部門に当社の経営資源を効率的に配置させることができるなど経営の合理化も期待できること、(v)本公開買付けが成立し、本完全子会社化手続が実現した場合、公開買付者は、両社の企業価値向上に向けて、公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源を共同活用し、事業シナジーを早期に創出するための協働を検討していく意図を有しているとのことであり、公開買付者との良好な関係構築が期待できること、(vi)公開買付者グループとの資本関係構築後の事業シナジーを十分に創出するためには、公開買付者グループとの経営資源の共同活用に向けた大幅な組織体制の再構築等の施策を早期に実施することが必要となる可能性が想定され、そのためには当社の完全子会社化により機動的な施策を可能としておくことが最も効果的と考えられること等の理由から、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するとの考えに至りました。

そこで、当社は、株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)から取得した当社株式価値算定書(後記「(3) 算定に関する事項」において定義します。)の内容、野村総合法律事務所から得た法的助言、高橋厚男氏から入手した意見書の内容、公開買付者との間で実施した継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引について慎重に審議・検討を行った結果、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、また、(i)後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けは、公正な手続を通じて株主及び新株予約権者の皆様が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されていること、(ii)本公開買付価格は、後記「(3) 算定に関する事項」に記載のAGSコンサルティングによる当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつDCF法の算定結果のレンジの範囲内にあることに加え、(iii)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月17日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値221円に対して22.17%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して23.85%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値215円に対して25.58%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値173円に対して56.07%のプレミアムを加えた価格であり、事業会社による完全子会社化を目的とする過去の公開買付事例との比較においても合理的なプレミアムの範囲内といえ、遜色があるとはいえず、相当といえるプレミアムを付した価格であると考えられ、本新株予約権に係る買付け等の価格は、本公開買付価格である270円と、本新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額である1円との差額(269円)に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である1,000を乗じた金額である269,000円とされていることから、本公開買付けにおける買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役8名中、飯田弘二氏を除く全ての取締役7名が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されました。なお、当社取締役のうち、飯田弘二氏は、平成28年3月まで野村ホールディングスの子会社である野村ビジネスサービス株式会社の取締役であったことから、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記取締役会には出席しておりません。これに対し、当社の取締役のうち、吉原康夫氏、大川英男氏、川添隆司氏、稲光清高氏、塚田浩之氏及び廣田滋氏は野村ホールディングスの子会社の元役員職員であった者ですが、いずれも野村ホールディングスの子会社を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、また当社の経営者として野村ホールディングスから指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

また、当社の監査役3名中、社外監査役である土谷英史氏以外の監査役2名(うち社外監査役2名)は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役2名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、土谷英史氏は、野村土地建物の取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。なお、土谷英史氏は、上記取締役会には出席しておりません。これに対し、当社の監査役のうち、山尾太一氏は野村ホールディングスの子会社の元従業員であった者ですが、野村ホールディングスの子会社を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成29年2月17日付で当社株式の価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「当社株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、AGSコンサルティングは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社はAGSコンサルティングから本公開買付け価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

AGSコンサルティングは、複数の算定手法を検討のうえ、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて当社株式の価値の算定を行いました。

当社株式価値算定書によると、当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：173円～218円

DCF法：265円～292円

市場株価法では、平成29年2月17日を基準日(以下「本基準日」といいます。)として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の本基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値218円、本基準日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値215円、本基準日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値173円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を、173円から218円と算定しております。

DCF法では、当社の平成29年3月期から平成32年3月期までの事業計画(当該事業計画には本取引の実行により当社が公開買付者の完全子会社化されることについては含まれておりません。)、本基準日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、平成29年3月期第4四半期以降当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や当社株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値を265円から292円と算定しております。[なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画においては、平成30年3月期から平成32年3月期の各期において、「投信の窓口」の業績伸長による営業収益の増加により、前期から大幅な増益を見込んでおります。株価純資産倍率(PBR)を用いた類似会社比較法については、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、株価と純資産額の間を関係を表した指標であるPBRは、その会社の収益性や成長性を反映する指標ではないため、継続企業の算定において採用することは合理的ではないことから不採用としております。]

なお、当社株式の本公開買付けの公表日の前営業日の終値は221円であり、当社の平成28年12月31日現在の簿価純資産から算出した株価純資産倍率(PBR)は0.45となっておりますが、当社が本公開買付けに係る買付け等の価格を検討するにあたっては、事業継続を前提にしたDCF法による評価結果が当社の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF法及び市場株価法による分析結果の範囲内で、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨するかの検討を行いました。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権に係る買付け等の価格は、公開買付け価格である270円と、本新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額である1円との差額(269円)に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である1,000を乗じた金額である269,000円と決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け等の価格は、AGSコンサルティングが行った当社株式の価値の算定の対象に含まれておりません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後後記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、本完全子会社化手続を実施することを予定しているとのことです。当該手続が承認された場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。

他方、本完全子会社化手続が当社の取締役会又は本臨時株主総会において否決された場合には、本完全子会社化手続は中止されることになり、本完全子会社化手続による当社株式の上場廃止はなされないこととなります。

#### (5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社株式及び本新株予約権の全てを取得する予定であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全てを取得する予定とのことです。

##### 株式等売渡請求

本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対してその所有する当社株式(以下「売渡株式」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対してその所有する本新株予約権(以下「売渡新株予約権」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。)する予定とのことです。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、一方、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し本株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からは売渡株式を、売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた当社株式の対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対しては当社株式1株当たり本公開買付け価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

なお、当社の取締役会は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、本株式等売渡請求を承認する予定です。

上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格については、最終的に裁判所が判断することとなります。

## 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、( )当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び( )本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本公開買付け後に公開買付者が所有する当社の議決権が当社の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、本株式併合の実施に際して、公開買付者が当社の株主(公開買付者を除きます。)から当社株式を追加で取得する予定はなく、原則として上記の要請を行う予定とのことです。例外的に、株主からの応募が極めて少なく、少数株主の利益を害するおそれが高いと認められる場合等、当該手続を実施することが当社の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に認められる場合には、当該要請を行わないことがあるとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。この方法による1株当たりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することとなります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、当社に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

上記及びの各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主(当社を除きます。)に対しては最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者は当社を完全子会社化することを予定しているとのことです。この場合に当該当社の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。また、本公開買付けに応募されなかった当社の本新株予約権に係る新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた当社の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、その具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の筆頭株主を含む応募予定株主が公開買付者との間でそれぞれ本応募契約を締結しており、それぞれの応募予定株主と少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があること、本公開買付け及び本完全子会社化手続を通じて当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を23,318,090株(所有割合39.64%)としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の下限とはしてはおりませんが、公開買付者としては、下記 から までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えているとのことです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 普通株式

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてプルータスに当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、プルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

プルータスは、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用したとのことです。

なお、プルータスは、当社の主たる事業である金融商品取引業の業績は経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあるため、当社は業績予想を開示していないこと、このような中、公開買付者は当社から将来予測の提供を受けたものの、平成28年3月期第2四半期以降、毎四半期赤字を継続していること、直近の社内予算と実績との乖離幅も大きいこと、新規事業である「投信の窓口」の拡大可能性が不透明であることなどから、将来予測の達成可能性に不確実性が高く、インカム・アプローチが必ずしも適合しない状況と判断しているとのことです。そこで、プルータスは、当社から提供を受けた平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期の将来予測と過去4期及び直近期の業績を基礎とした公開買付者による幅を持った平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期に関する業績予想の上限値及び下限値に依拠してDCF法を用いて算定し、これを参考情報と位置付けたとのことです。また、類似会社比較法について、平成28年3月期第2四半期以降、毎四半期赤字を継続していること、進行期も大幅な営業赤字が想定されていることに鑑みれば収益性に基づく指標に依拠して算定することができず、株価純資産倍率(PBR)による類似会社比較法の算定が考えられるものの、収益に係る状況からは類似会社のマルチプルが合理的に対応しているとは言い難い面があるため、かかる算定を参考情報と位置付けたとのことです。

プルータスによる当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

[市場株価法：173円～221円  
(参考情報)DCF法：164円～327円  
(参考情報)類似会社比較法：175円～441円]

市場株価法では、平成29年2月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引の基準日における終値221円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値218円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値215円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値173円(小数点以下四捨五入)をもとに、当社株式1株当たり株式価値の範囲を173円から221円までと分析しているとのことです。

参考情報としてのDCF法では、当社から提供を受けた平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期の将来予測と過去4期及び直近期の業績を基礎として一般に公開された情報等の諸要素等を公開買付者において勘案した当社の幅を持った平成30年3月期、平成31年3月期及び平成32年3月期に関する業績予想の上限値及び下限値を前提として、平成29年3月期第4四半期以降当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たり株式価値の範囲を164円から327円までと分析しているとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた業績予想においては、平成30年3月期から平成32年3月期の各期においては「投信の窓口」の業績伸長による営業収益の増加により、大幅な増益を見込んでおります。

参考情報としての類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の株価純資産倍率(PBR)との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を175円から441円までと分析しているとのことです。

なお、公開買付者は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

公開買付者は、当社の財務状況、業界の動向、プルータスから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果(参考情報の株式価値の範囲を含みます。)、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の当社株式の市場株価の動向、当社による本公開買付けへの意見表明の可否等を総合的に勘案したほか、野村ホールディングス及び応募予定株主との間で買付価格について協議・交渉を継続した結果として、平成29年2月中旬に、本公開買付価格を270円とすることで、野村ホールディングス及び応募予定株主と合意したとのことです。

なお、本公開買付価格270円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月17日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値221円に対して22.17%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して23.85%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値215円に対して25.58%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値173円に対して56.07%のプレミアムを加えた価格であります。

また、本公開買付価格270円は、本書提出日の前営業日である平成29年2月20日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値223円に対して21.08%のプレミアムを加えた金額となります。

#### (ii)本新株予約権

本新株予約権の権利行使価額は、当社株式1株当たり1円であり、本公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である270円と、本新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額である1円との差額(269円)に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である1,000を乗じた金額である269,000円と決定したとのことです。なお、本新株予約権は、当社の取締役、執行役員、経営役員及び参与に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権を譲渡するには当社の取締役会の承認を受けなければならないこととされておりますが、当社は、平成29年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に譲渡することについて包括的に承認することを決議しております。

なお、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格は、上記のとおり実質的に本公開買付価格と同等であることから、公開買付者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書及びフェアネスオピニオンを取得していないとのことです。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

前記「(3)算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。AGSコンサルティングは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値の算定を行い、当社はAGSコンサルティングから当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、AGSコンサルティングから本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、AGSコンサルティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、応募予定株主及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして野村総合法律事務所を選定し、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

#### 当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手

当社は、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するべく、当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている高橋厚男氏に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められるか、(b)本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(c)本取引の条件の妥当性が確保されているか、及び(d)本取引が、当社の少数株主及び新株予約権者(以下「少数株主等」といいます。)にとって不利益なものでないかについて、検討を依頼いたしました。

これを受け、高橋厚男氏は、当社から、本取引の意義等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、当社株式価値算定書その他の資料の検討を行いました。

そのうえで、高橋厚男氏は、上記(a)乃至(d)の事項につき、慎重に検討を行った結果、(a)前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施に至った目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」及び「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の当社が認識する事業環境及び課題並びに本取引の必要性及び目的、(b)前記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の公正性を担保するための措置が採られており、意思決定過程における恣意性が排除されていること、(c)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月17日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値221円に対して22.17%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して23.85%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値215円に対して25.58%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値173円に対して56.07%のプレミアムを加えた価格であり、類似の公開買付事例との比較においても相当といえるプレミアムを付した価格であると考えられること、利益相反を解消するための措置が適切に採られた上で決定された価格であること、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)が比較的長期間に設定されていること、前記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」記載のとおり二段階買収の際に交付される金銭の額は本公開買付価格と同一になるよう算定する予定であること等を踏まえ、平成29年2月20日付で、当社に対し、(a)本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、その目的は合理的であると考えられること、(b)本取引の手続は当社の少数株主等の利益に配慮されており、透明・公正なものであると考えられること、(c)本取引の条件は妥当であると考えられること、(d)上記(a)乃至(c)を総合的に判断すると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益なものではないと認められることを内容とする意見書を提出しました。

なお、高橋厚男氏は、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、(i)中部地区でのリテール営業に強みを有する東海東京証券と関西地区でのリテール営業に強みを有する当社が協業することで、販売業務の効率化が図れると同時に営業実績の向上が期待できること、(ii)公開買付者グループが有するネットワークを利用して、新規顧客に投資信託を販売するサポート業務を当社が行うといった新たなビジネスモデルの展開が期待できること、(iii)公開買付者グループと人材交流や情報交換等の連携を行うことで投資信託に関する専門知識が必要となる「投信の窓口」のコンシェルジュの人材確保や教育拡充が期待できること、(iv)当社が販売する金融商品の一部の供給元を可能な限り東海東京証券に集中させることで、当社が強みを有する部門に当社の経営資源を効率的に配置させることができると経営の合理化も期待できること、(v)本公開買付けが成立し、本完全子会社化手続が実現した場合、公開買付者は、両社の企業価値向上に向けて、公開買付者グループと当社双方がそれぞれ有する経営資源を共同活用し、事業シナジーを早期に創出するための協働を検討していく意図を有しているとのことであり、公開買付者との良好な関係構築が期待できること、(vi)公開買付者グループとの資本関係構築後の事業シナジーを十分に創出するためには、公開買付者グループとの経営資源の共同活用に向けた大幅な組織体制の再構築等の施策を早期に実施することが必要となる可能性が想定され、そのためには当社の完全子会社化により機動的な施策を可能としておくことが最も効果的と考えられること等の理由から、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するとの考えに至りました。

そこで、AGSコンサルティングから取得した当社株式価値算定書の内容、野村総合法律事務所から得た法的助言、高橋厚男氏から入手した意見書、公開買付者との間で実施した継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、当社は、公開買付者による本公開買付けを含む本取引について慎重に審議・検討を行った結果、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、また、(i)本「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の 乃至 に記載のとおり、本公開買付けは、公正な手続を通じて株主及び新株予約権者の皆様が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されていること、(ii)本公開買付価格は、前記「(3) 算定に関する事項」に記載のAGSコンサルティングによる当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつDCF法の算定結果のレンジの範囲内にあることに加え、(iii)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月17日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値221円に対して22.17%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値218円に対して23.85%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値215円に対して25.58%のプレミアムを加えた価格、平成29年2月17日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値173円に対して56.07%のプレミアムを加えた価格であり、事業会社による完全子会社化を目的とする過去の公開買付事例との比較においても合理的なプレミアムの範囲内といえ、遜色があるとはいえ、相当といえるプレミアムを付した価格であると考えられ、本新株予約権に係る買付け等の価格は、本公開買付価格である270円と、本新株予約権の当社株式1株当たりの権利行使価額である1円との差額(269円)に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である1,000を乗じた金額である269,000円とされていることから、本公開買付けにおける買付け等の価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役8名中、飯田弘二氏を除く全ての取締役7名が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されております。なお、当社の取締役のうち、飯田弘二氏は、平成28年3月まで野村ホールディングスの子会社である野村ビジネスサービス株式会社の取締役であったことから、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記取締役会には出席しておりません。これに対し、当社の取締役のうち、吉原康夫氏、大川英男氏、川添隆司氏、稲光清高氏、塚田浩之氏及び廣田滋氏は野村ホールディングスの子会社の元役員であった者ですが、いずれも野村ホールディングスの子会社を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、また当社の経営者として野村ホールディングスから指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

また、当社の監査役3名中、社外監査役である土谷英史氏以外の監査役2名(うち社外監査役2名)は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役2名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、当社監査役のうち、土谷英史氏は、野村土地建物の取締役を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。なお、土谷英史氏は、上記取締役会には出席しておりません。これに対し、当社の監査役のうち、山尾太一氏は野村ホールディングスの子会社の元従業員であった者ですが、野村ホールディングスの子会社を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

#### 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

#### (7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、それぞれの応募予定株主との間で、応募予定株主が本書提出日現在所有する本応募予定株式の全て(合計23,318,090株、所有割合39.64%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成29年2月20日付で締結したとのことです。本応募契約において、本公開買付けが適法かつ有効に成立した場合であって、公開買付期間満了日後に開催される当社の株主総会において、応募予定株主が本応募予定株式に係る議決権を有する場合、応募予定株主は、公開買付者の指示に従い、( )当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は( )公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る委任状その他一切の必要書類を交付するかの、いずれかの対応を行う旨合意されているとのことです。

本応募契約において、応募予定株主の応募に係る前提条件として、大要 本公開買付けが、適用ある法令等に從い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されておらず、また撤回される具体的なおそれもないこと、本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証(注1)が、重要な点において真実かつ正確であり、かつ、本公開買付けに係る決済日において当該表明又は保証が重要な点において真実又は正確でなくなるおそれがないこと、公開買付者について、本公開買付けの開始日までに本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)が、重要な点において全て履行又は遵守されており、かつ、本公開買付けに係る決済日までに本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行又は遵守されることが合理的に見込まれていること、当社において、本公開買付けに賛同する旨並びに当社の株主及び新株予約権者に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の、決議に参加した取締役全員の一致による取締役会決議が行われ、当社によりその内容が公表されており、かつ、当社においてこれを撤回する又はこれと矛盾する内容の取締役会決議が行われていないこと、応募予定株主が、当社に係る業務等に関する重要事実並びに当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実で未公表のものを認識しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、本公開買付け又は応募予定株主による本公開買付けへの応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、本応募契約締結日以降、天災地変その他応募予定株主の責に帰さない事由により応募を行うことが社会通念上不可能と認められる事象が生じておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、公開買付者が、応募予定株主の所有する株式を取得するために、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項の定めにより公正取引委員会に提出する届出に対し、公正取引委員会から当社の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けておらず、そのおそれもなく、かつ、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けておらず、そのおそれもないことが定められているとのことです。ただし、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

なお、( )本応募契約締結日から公開買付期間満了日までの間に、第三者により当社株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され、若しくは書面にてその申し出を受けた場合において、対抗公開買付けにおける当社株式1株の買付価格(対抗公開買付けの申し出を受けた場合は買付予定価格を含みます。また、買付け等の条件の変更等により買付価格が引き上げられた場合には、引き上げられた後の買付価格をいいます。)が本公開買付価格(買付け等の条件の変更により本公開買付価格が引き上げられた場合には、引き上げられた後の買付価格をいいます。)より高い場合で、かつ、本公開買付けに応募すること若しくは既に行った応募を撤回しないことが応募予定株主の取締役の善管注意義務に違反するおそれがある旨の、上場会社の買収若しくは組織再編案件の取扱いに実績を有する弁護士の書面による助言を応募予定株主が受けた場合(かかる書面の写しが公開買付者に交付された場合に限り)、又は、( )応募期限後に前提条件のいずれかが満たされないこととなった場合(ただし、前記 については、当社において対抗公開買付けに賛同する旨の取締役会決議がなされた場合に限り)には、応募予定株主は、本公開買付けに応募する義務を免れるものとし、その裁量により、本公開買付けに応募せず対抗公開買付けに応募することができ、また、既に応募予定株主が応募をしている場合においても、応募の結果成立した株式の買付けに係る契約を公開買付期間中に解除することができるものとされているとのことです。

(注1) 本応募契約においては、( )公開買付者の適法かつ有効な設立・存続、( )本応募契約を締結し履行する権限の存在、( )本応募契約について執行が可能であること、( )本応募契約の締結及び履行に必要な許認可その他法令等上の手続を適法かつ適正に履践していること、( )本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、( )未公表の重要事実を認識していないこと並びに( )反社会的勢力との関係の不存在、が公開買付者の表明保証事項とされているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、( )本公開買付けを実施する義務、( )本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、( )秘密保持義務、を負っているとのことです。

(8) その他

当社は、本公開買付けにおける諸条件を踏まえ、平成29年3月期の期末配当について検討いたしました。当社は、本公開買付けに係る期間中に期末配当の基準日が含まれていること及び本公開買付けにおける買付け等の価格は総合的に判断・決定されていること等から、平成29年2月20日開催の取締役会において、本公開買付けが成立しかつ本完全子会社化手続が開始されたこと(当社がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認したこと、又は当社がその取締役会の決議により本臨時株主総会招集のための基準日を設定したことを意味します。)を条件に、平成29年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当社が平成29年2月20日に公表した「平成29年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
吉原康夫	代表取締役社長 執行役員		83,000	83
飯田弘二	代表取締役副社長 執行役員	営業本部担当	8,000	8
大川英男	代表取締役副社長 執行役員	人事管掌兼営業本部 担当	58,000	58
川添隆司	専務取締役 執行役員	プロダクト・サービス 本部長兼資金運用室長	43,000	43
稲光清高	常務取締役 執行役員	総務・財務管掌兼管理 本部長、引受審査部長	80,000	80
塚田浩之	常務取締役 執行役員	「投信の窓口」本部、 ファンド・リサーチセ ンター管掌、企画戦略 本部長兼投資情報、企 業調査担当	31,000	31
浅田敏一	取締役			
廣田滋	取締役		10,000	10
山尾太一	監査役(常勤)		7,000	7
高橋厚男	監査役			
土谷英史	監査役			
計			320,000	320

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役浅田敏一及び廣田滋は、社外取締役であります。

(注3) 監査役山尾太一、高橋厚男及び土谷英史は、社外監査役であります。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権の数(個)
吉原康夫	代表取締役社長 執行役員		42	42,000	42
飯田弘二	代表取締役副社長 執行役員	営業本部担当			
大川英男	代表取締役副社長 執行役員	人事管掌兼営業 本部担当	21	21,000	21
川添隆司	専務取締役 執行役員	プロダクト・サー ビス本部長兼資金 運用室長	21	21,000	21
稲光清高	常務取締役 執行役員	総務・財務管掌兼 管理本部長、引受 審査部長	21	21,000	21
塚田浩之	常務取締役 執行役員	「投信の窓口」本 部、ファンド・リ サーチセンター管 掌、企画戦略本部 長兼投資情報、企 業調査担当	21	21,000	21
浅田敏一	取締役				
廣田滋	取締役				
山尾太一	監査役(常勤)				
高橋厚男	監査役				
土谷英史	監査役				
計			126	126,000	126

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は本書提出日現在のものであります。

(注2) 取締役浅田敏一及び廣田滋は、社外取締役であります。

(注3) 監査役山尾太一、高橋厚男及び土谷英史は、社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上